

平成 30 年 6 月 12 日

株主各位

東京都港区芝公園二丁目 11 番 1 号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役 後藤 夏樹

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 6 月 30 日（土曜日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 30 年 6 月 29 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規程に基づき、平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）付をもって、当社定款第 5 条を変更し、144,000,000 株増加して 288,000,000 株といたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 7 月下旬にお届出のご住所にお送りいたします。
2. 平成 30 年 7 月 2 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。